

(平成25年1月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

A株式会社（現在は、C株式会社）に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の記録が無い。明確な時期は不明だが、本社工場が新設になったと同時に同僚と一緒に同社B工場から転勤し、申立期間は本社工場で継続して勤務していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にはA株式会社本社工場で継続して勤務していた。」と主張しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社B工場における厚生年金保険被保険者資格を昭和36年5月31日に喪失し、同社（本社）における被保険者資格を同年6月1日に取得していることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は申立期間についてもA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人の同僚は、「昭和36年1月にA株式会社本社工場が新設されたので、同社B工場から申立人と一緒に数十人の同僚が本社工場に異動し、申立期間も継続して勤務した。」と証言しているところ、オンライン記録から、申立人を含む82人が、A株式会社（本社）が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年6月1日の前日の同年5月31日に同社B工場における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、C株式会社は、「申立人の在籍及び保険料控除については当時の

資料が保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したとは考え難く、申立期間も継続して勤務し保険料を給与から控除していたものと推認され、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、当該事業所に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B工場における昭和36年4月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①に係るA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間②に係るA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月31日から同年6月1日まで
② 昭和36年12月31日から37年1月25日まで

A株式会社（現在は、C株式会社）に勤務した期間のうち申立期間①及び②の厚生年金保険の記録が無い。いずれの申立期間にも退職した記憶は無く、B工場に継続して勤務していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A株式会社B工場を退職や転勤した記憶は無く、継続して同社同工場勤務していた。」と主張しているところ、社会保険事務所（当時）の記録では、同社同工場における厚生年金保険被保険者資格を昭和36年5月31日に喪失し、同社本社における被保険者資格を同年6月1日に取得していることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間①について

もA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様にA株式会社B工場に継続して勤務していたと主張する者で同社同工場における厚生年金保険の被保険者資格を昭和36年5月31日に喪失し、同社本社における被保険者資格を同年6月1日に取得している者が確認できる。

さらに、C株式会社は、「申立人の在籍及び保険料控除については当時の資料が保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間①に退職したとは考え難く、申立期間も継続して勤務し保険料を給与から控除していたものと推認され、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、当該事業所に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B工場における昭和36年4月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立期間①に係る資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の36年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、「A株式会社B工場を退職や転勤した記憶は無く、継続して同社同工場勤務していた。」と主張しているところ、社会保険事務所の記録では、同社本社における厚生年金保険被保険者資格を昭和36年12月31日に喪失し、D株式会社（A株式会社B工場から社名変更）における被保険者資格を37年1月25日に取得していることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間②についてもA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C株式会社は、「申立人の在籍及び保険料控除については当時の資料が保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間②に退職したとは考え難く、申立期間も継続して勤務し保険料を給与から控除していたものと推認され、記録の欠落については、当時の手続に誤り

があったものと思われる。」と回答している。

さらに、申立人と同様にD株式会社で昭和37年1月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「当時、定期異動は1日付けで、15日付けや25日付けの異動もあったが、31日付けの発令はなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、当該事業所に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A株式会社における昭和36年11月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて確認できる資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

A株式会社（現在は、C株式会社）B工場に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間は、退職や転勤した記憶は無く、継続して同社B工場に勤務していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も退職や転勤することなく、継続してA株式会社B工場に勤務していた。」と主張しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社同工場における厚生年金保険被保険者資格を昭和36年5月31日に喪失し、同社本社における被保険者資格を同年6月1日に取得していることが確認できる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚の証言から、申立人は申立期間において継続してA株式会社B工場に勤務していたことが推認できる上、申立人と同様に同社同工場に継続して勤務していたと主張する者で同社同工場における厚生年金保険の被保険者資格を昭和36年5月31日に喪失し、同社本社における被保険者資格を同年6月1日に取得している者が確認できる。

また、C株式会社は、「申立人の在籍及び保険料控除について当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りが

あったと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、当該事業所に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B工場における昭和36年4月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

勤めていたC株式会社のD営業所の社名が申立期間にA株式会社E営業所が変わったが、業務内容も変わらず継続して勤務していた。

私と同様に申立期間に厚生年金保険の記録が無い当時の同僚は、年金記録確認第三者委員会に申立てをして認められたと聞いたので、私の申立期間の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、株式会社Bから提出された申立人に係る転籍同意書及び同僚の証言から、申立人は、A株式会社に継続して勤務（平成5年9月21日付けで、C株式会社からA株式会社に転籍）していたことが確認できる。

また、株式会社Bは、「保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と回答している。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認できることから、申立期間には、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間の

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、これを履行していないと認められる。